

## 弘南鉄道大鰐線存続戦略協議会設置要綱

### (目的)

第1条 弘南鉄道大鰐線存続戦略協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第一号及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づき、地域公共交通の確保・維持・改善のため、弘南鉄道大鰐線（以下「大鰐線」という。）の存続に向けて、多角的な視点から評価・分析を行い、今後の輸送の維持及び利便性向上のための支援の在り方に関する協議、計画の策定等を行うために設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域住民の生活の足としての大鰐線の存続に関する事項
- (2) 大鰐線の再生・経営改善方策に関する事項
- (3) 大鰐線の支援スキームの構築、支援計画の検討に関する事項
- (4) 大鰐線と弘南線をつなぐ二次交通ネットワーク計画の策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 沿線自治体の長が指名する職員
- (2) 沿線経済団体等の代表者が指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (5) 青森県企画政策部交通政策課長が指名する者
- (6) 青森県中南地域県民局地域整備部長が指名する者
- (7) 青森県警察弘前警察署長が指名する者
- (8) 弘南鉄道株式会社の代表者が指名する者
- (9) 弘南バス株式会社の代表者が指名する者
- (10) 青森県タクシー協会弘前支部の代表者が指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他の協議会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、役職により協議会の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長は、弘前市長が第3条各号に掲げる者の中から指名し、副会長は会長が指名する。
  - 3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。
  - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

### (協議会の運営)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 前項の規定は、要綱第3条第7号に掲げる委員については適用しない。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（分科会）

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条 協議会の庶務を処理するため、弘前市都市環境部都市政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成25年8月9日から施行する。

（最初の協議会の会議の招集）

2 第7条の規定にかかわらず、初回の協議会の会議は、弘前市長が招集する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成25年10月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成25年12月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成26年3月26日から施行する。